

○総合計画について

令和元年 12 月 3,4 日「第 2 回部会（「まちと活力部会」、「地域とくらし部会）」資料を基に作成

検討経過・議論の方向性など

- ・本市が有する「環境」、「共生」、「学び」、「活力」という 4 つの都市個性に立脚した強みを掛けあわせることで、相乗的にまちの魅力を高めるべく、「挑戦を続ける」ことをまちづくりの理念として掲げ、新たな杜の都を目指そうとしている。
- ・昨年 12/3 の部会では、「新たな杜の都」により具体性と方向性を示すべく、物理的な緑だけでなく、あたたかさやチャレンジ等の様々な意味を持たせ、さらに世界に発信していく姿勢を示した「The Greenest City” Sendai をつくる」との委員提案がなされた。両部会において賛同を得られたため、次回の部会資料では「新たな杜の都」の具体的なビジョンを示すコンセプトとして提示される予定。
- ・都市個性の 1 つである「環境」では、本市の快適性・安全性を生み出している「グリーンインフラ」が重要な都市基盤であり、未来に引き継いでいくべきものとされ、重点プロジェクトにおいても、Eco-DRR や風格ある街並み景観、公園を舞台にした新たな賑わいの創出、楽しめる水辺の空間づくり等の施策・取組みを推進していくという方向性が示されている。

審議会等資料の抜粋

目指す都市の姿

都市個性 環境（自然と都市機能が調和した都市環境）

これまでの歩み
 仙台の代名詞である「杜の都」の由来は、藩祖伊達政宗公が、飢餓対策や建築資材確保を目的として植樹を奨励したことに端を発しており、屋敷林や庭園など緑が色濃く残る城下町の景観を指して、明治末期頃からこのように呼ばれるようになったと言われています。この言葉には、緑豊かな都市環境はもとより、「神社や寺、屋敷のまわりを取り囲んでいる緑、人々が丁寧に手入れしてきた緑こそが仙台の宝」という緑を育ててきた人々の想いが込められています。

戦災により、都市部の緑の多くは失われましたが、青葉通や定禅寺通へのケヤキの植樹などの街路樹の整備や都市公園の整備などを通じて「杜の都」の再生は進められました。そして、高度経済成長期に都市環境が悪化する兆しがあった際にも、青葉山や広瀬川などの美しい自然や生活環境を守りながら、まちに杜を育むこの理念は今日まで受け継がれてきました。

未来へ
 現在は、東日本大震災の経験と復興における教訓をもとに、防災や環境配慮の視点を「杜の都」の理念に織り込み、「防災環境都市」として安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。住みよい暮らしの実現のために、困難を乗り越え、より強く美しい未来を創る「杜の都」の理念は、このまちの原点です。世界的にも、災害の多発や環境問題などへの対応は大きな懸念事項となっていますが、グリーンインフラによって生み出される本市の快適性・安全性は重要な都市基盤であり、次の時代にふさわしい形で引き継いでいきます。

① 世界に発信する防災環境都市へ

- ◆ 「杜の都」の豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した、世界に通用する住みよさと風格を実感できるまち
- ◆ 「仙台防災枠組」の採択都市にふさわしい都市環境と災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち

実施の方向性

1 未来へつなぐ防災環境プロジェクト

03 防災環境×グリーンインフラ

- 魅力ある都市景観の構築と自然災害リスクの低減、気候変動の緩和を念頭に置いた緑化の推進
- 民間活力導入等による公園の魅力向上など、緑の多機能性を有効に活用した市民が楽しめる環境づくり

3 笑顔はなまる子どもプロジェクト

04 子ども×FUN

- 子連れで外出しやすく、ストレスなく子育てを楽しめるまちづくり(子育て家庭に配慮した開発誘導、子育て世代も楽しめる街中の魅力づくり、公園の利活用)
- 自然資源や四季折々のイベント、文化・スポーツとの触れ合いなど、子どもたちが楽しみながら様々な体験ができる環境づくり

6 せんだい都心再構築プロジェクト

02 都心×リノベーション

- 都市公園や道路などの公共空間、民間の遊休不動産のさらなる利活用などを通じた、人と文化が織りなす新たな賑わいの創出
- 都市のリノベーションを積極的・自発的に進めることができる多様な価値観を持つクリエイティブな人材の発掘・育成・支援

03 都心×回遊

- 都市機能の誘導、都心交通の再構築、魅力的な公園の活用や多彩な資源を活用した体験プログラムの創出、中心部商店街の活性化など、多くの人々が訪れ、歩きたくなる面的な賑わいの創出(市役所本庁舎建て替え、勾当台公園市民広場、音楽ホール整備の検討等)、杜の都にふさわしい街並み景観づくり
- 定禅寺通や青葉通、宮城野通の活性化をはじめ、通りの特性を活かしたエリアマネジメントなど地域主体の取り組みの促進

04 都心×防災環境

- 建築物の建て替えなどを通じた防災力や環境性能の向上(ゼロ・エネルギー・ビルディングやグリーンビルの推奨等)
- 個性ある公園や街路樹など、憩いと安らぎを生む緑のネットワークの充実

新たな杜の都の概念図（委員提案）



進捗状況

検討経過・議論の方向性など

- ・平成 31 年 3 月より、現計画の改定に係る都市計画協議会での議論を開始
- ・今後の都市づくりを考える上では、本市の魅力や強みをさらに高め、これを活かしたまちづくりを進めていくことが重要であるとし、関連する動向と新総合計画の検討状況を踏まえて、「都市づくりの視点(案)」と「都市づくりの視点を踏まえた方向性(案)」が示された。
- ・都市づくりの視点として、「躍動する都市」、「暮らしやすい都市」、「美しい都市」、「強靱な都市」のほか、住む場所や働く場所として「選ばれる都市」を目指すことが示された。
- ・上記視点を踏まえた方向性として、「魅力・活力のある都心の再構築」や「杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」等が挙げられ、計画の策定に向けた基本的な考え方が示された。

審議会等資料の抜粋

都市計画を取り巻く動向や新総合計画における 4 つの都市個性等を踏まえて、都市づくりの視点等(案)を以下のとおり整理した。

都市個性	対応する視点
1. 本市の魅力や強み	対応する視点
(1) 都市機能が集約した市街地	①②
(2) 公共交通を中心とした利便性の高い交通体系	①②
(3) 自然環境と都市機能が調和した都市空間	②③
(4) 防災力の高いまち	④
(5) 学都・仙台としての知的資源の集積	①
(6) 多彩な文化・観光・交流資源	①②③
(7) 市民によるまちづくり活動の展開	①②③④
2. 本市を取り巻く動向	対応する視点
(1) 人口の動向	①②③④
(2) 生活環境の動向	②
(3) 財政の動向	-
(4) 都心の動向	①
(5) 災害の発生予測	④
3. 都市計画に関する国の動向	対応する視点
(1) コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	②
(2) 国際競争力の強化に向けた都市再生の推進	①
(3) 居心地が良く歩きたくなる(ウォークラブル)まちづくり	①③
(4) 近未来技術の導入(スマートシティや Society5.0 の取組推進)	①②③④
(5) 国土強靱化の推進	④
(6) 国際観光の推進	①②
(7) SDGs の取組推進	①②③④

【新総合計画】 市民協働の理念のもと、4つの都市個性を掛け合わせ、活かし合う、まちづくりの価値観を市民共有のものとし、ともに創意工夫と挑戦を重ね、仙台が仙台らしく輝ける新たな杜の都を目指す

4つの都市個性を活かした新たな杜の都へ

<都市づくりに関する重点的な取り組みの視点>

- 仙台を磨き伝える
～世界に輝く杜の都の深化と継承～
- 仙台で暮らす
～地域コミュニティの強化～
- 仙台で学ぶ・活かす
～学びの環境づくりとチャレンジ応援～
- 仙台で働く
～働く場所として選ばれる環境づくり～
- 躍動する仙台を創る
～都心再構築と交流都市づくり～

<視点キーワード>

- 【①杜の都】【②防災環境都市】
- 【③脱炭素社会】
- 【④地域コミュニティ】
- 【⑤学都】【⑥働き方】
- 【⑦生産性向上・イノベーション】
- 【⑧交流人口】【⑨東北の中枢】
- 【⑩機能集約】【⑪都心活力】
- 【⑫郊外地域】

4. 都市づくりの視点(案)

- 『躍動する都市』
【関連する総合計画視点キーワード：⑤⑦⑧⑨⑩⑪】
・東北の中枢を担う都市としての高次な都市機能が集積するとともに、東北と世界をつなぐ広域交流拠点(起点)・経済活動の中心となり、東北を力強く牽引する躍動する都市
- 『暮らしやすい都市』
【関連する総合計画視点キーワード：①②④⑥⑩⑫】
・豊かな自然環境と都市機能が調和した都市空間を活かし、多様性が活きるまちとして、様々な価値観によるライフスタイルに応じることができる、快適で楽しく暮らしやすい都市
- 『美しい都市』
【関連する総合計画視点キーワード：①②③⑩】
・これまでの歴史の中で守り、育んできた緑を中心として、質が高く、人との関わりによってより魅力的となる景観や、環境負荷の少ない都市空間が形成され、風格と品格のあふれる快適な都市環境を有した美しい都市
- 『強靱な都市』
【関連する総合計画視点キーワード：②④⑦⑩】
・自助・共助・公助が浸透した世界に誇れる防災力を持ち、災害に強い都市構造が構築され、各種都市活動のバックアップ機能を備える強靱な都市
- 『選ばれる都市』
【関連する総合計画視点キーワード：①～⑫】
※上記4つの視点の総合的な取り組みにより目指す視点
・国内外から人々が交流を求め集い、多様な主体が協働し、生き生きと活動するとともに、誰もが活躍できる環境があることで、都市としての魅力や活力にあふれ、住む場所や働く場所として選ばれる都市

5. 都市づくりの視点を踏まえた方向性(案)

- 『魅力・活力のある都心の再構築』【視点：①⑤】
・東北をグローバルに牽引する都市として成長するため、居心地のよい憩いや交流の場の創出、都心部の回遊性の向上、近未来技術の活用やイノベーションの創出等を通して、躍動する都心としての魅力・活力の向上に資する再構築が必要
- 『地域の特性を活かした集約型の市街地形成と郊外地域の維持』【視点：②③】
・今後の人口減少・高齢社会においても、持続可能でかつ機能的・効率的な市街地を形成するため、引き続き多様な都市機能を地域特性に応じて適正に配置することが必要
・郊外地域においては、暮らしのニーズや周辺環境との調和に配慮しながら都市機能の維持や地域の活性化等が必要
- 『公共交通を中心とした持続可能な交通体系の更なる充実』【視点：①②⑤】
・市民の生活を支える移動手段を確保するため、既存ストックを最大限に活用するとともに、地域の実情に応じた交通手段の確保により、公共交通を中心とした交通体系の更なる充実を図ることが必要
- 『杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実』【視点：③④⑤】
・生涯を通じて健やかに安全・安心に暮らすことができ、魅力ある杜の都を後世においても継承するため、自然環境を活かした美しく快適な都市空間や、災害に強い都市環境の充実が必要
- 『魅力を生み出す協働まちづくりの推進』【視点：①～⑤】
・多様な価値観を尊重し合い、地域課題を解決して新たな魅力を生み出すため、市民・事業者・行政等の多様な主体による協働まちづくりの一層の推進が必要

進捗状況

検討経過・議論の方向性など

・平成29年度に、今後の景観施策のあり方について検討に着手し、これまでの取組みの評価検証等から、「都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）について」、「地域の景観のシンボルとなる建築物等の保全について」、「市民協働による景観づくりの推進について」の3つについて、施策の見直しの方向性が議論されている。令和2年度に景観総合審議会から提言がなされる予定。

・「都市空間の質の向上について」では、都心を中心に、従来の眺望の保全に加え、街並みの見え方や感じ方を重視した施策にも取り組んでいくこととされ、特に建物周りのオープンスペースや屋外広告物に関して、まちの魅力が高められるような設えとなるように誘導していくための指針づくりが検討されている。

・榴岡公園等の都市公園の区域は、屋外広告物条例上、自己用広告物等の適用除外に該当するものを除き、掲出は認められない禁止地域となっているが、都市のにぎわいや魅力向上を公園からも図っていくために、市長が指定した都市公園は禁止地域を解除することができるよう平成28年度に条例が改正された。

・上記条例改正を踏まえて、平成29年度の景観総合審議会屋外広告物部会における議事では、禁止地域の解除を検討する公園の例として、「仙台市公園マネジメント方針（平成29年作成）」において、「都市のにぎわい創出」に関する施策を展開する候補地となっている公園のうち、一定の屋外広告物の掲出が必要と認められるものを挙げている。

審議会等資料の抜粋

景観施策の見直しの方向性

2. 都心部で実現したいイメージ

今後まちづくりを進める上で仙台市が重点的に取り組む必要のある視点

仙台を磨き伝える ～世界に輝く社の都の深化と継承～
躍動する仙台を創る ～都心再構築と交流都市づくり～

「仙台市総合計画審議会における
審議経過（令和元年7月）」より抜粋

イメージ その1

ケヤキ並木のシンボルロードを中心に、
通りの美しさが、仙台を訪れる人をひきつけ、
通りを歩くこと、通りで過ごすことを楽しみ、通りに賑わいが生まれている。



仲通り（東京・丸の内）

※提供：NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会

イメージ その2

シンボルロードに、公園、オープンスペース等が有機的につながり、
市民が暮らしの場として楽しんで過ごしている。

そこに、観光やイベントへの参加など様々な目的で仙台を訪れた人の楽しむ姿が加わり、
街の賑わいを生んでいる。

3. 実現するための取組み

都心部のイメージを実現するための取組み

①街並み景観への取組み ～眺望から街並みへ～

これまでは、市街地中心部において、
仙台北城跡や高層ビルなど高い視点からの眺望が重視されている。
今後は、眺望に加え、街で過ごす市民や来訪者に、より近く、容易に視野に入る
街並みの見え方や感じ方を重視した施策にも取り組んでいく。

②都市空間の質の向上の取組み ～人にやさしく、ていねいに～

定禅寺通、宮城野通及び青葉通などの仙台のシンボルとなる景観、
公園、沿道の建物やオープンスペース等、
都心の空間の質の向上のために取り組んでいく。



施策の見直しの方向性

1. 都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）について

- ①建築時に創出されるオープンスペースや緑について、
まちなかで過ごす人への効果的な配置や演出がされるような誘導方策
例) 基幹や指針づくり、協議方法、緩和施策との連携 など
- ②道路や公園などの公共施設について、
まちなかで過ごす人の憩いの場となる、ていねいな空間づくりに向けた取組み
例) アドバイザーの派遣 技術者を対象とした景観の実務研修 など
- ③定禅寺通、青葉通、宮城野通等のシンボルロードについて、
通りを歩く人にとって魅力的な、沿道の街並みづくりがされるような誘導方策
例) 指針や事例集づくり、協議方法、緩和施策との連携 など
- ④都心部などで、
公共空間やオープンスペースを有効に使うことのできる取組み
例) 空間の設えの工夫、使いやすくする仕組みや支援 など
- ⑤屋外広告物について、
まちの魅力を高める広告物の誘導方策
例) 屋外広告物ガイドライン など

2. 地域の景観のシンボルとなる建築物等の保全について

- ①どのようなものがふさわしいかの検討
例) 新たな指定方針の検討と指定候補の検討 など
- ②効果的な保全方法や活用方法の検討
例) 所有者への有効な支援方法や活用方法の検討 など

3. 市民協働による景観づくりの推進について

- ①魅力的な景観をみんなで共有し、発信する仕組み
例) 多くの市民に関心をもってもらうためのコンテンツの検討
- ②市民の自主的な取組みへの効果的な支援
例) 景観まちづくり協議会、社の都景観協定、景観アドバイザー など

進
捗
状
況

検討経過・議論の方向性など

- ・現計画の改定について令和元年7月諮問。
- ・次期計画における目指す環境都市像等について、“仙台らしさ”を打ち出すことを重視して議論が進められ、本市の環境が有する強みを踏まえた「仙台ならではの、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着」、「資源の活用と市域内での循環」、「仙台を起点とした環境価値の創造・発信」という方向性から、環境都市像として目指すまちのあり方を3つ打ち出すこととしている。
- ・都市像の実現に向けて、計画を牽引する分野を横断した重点的な取り組みを新たに設定することとしている。

審議会等資料の抜粋

- ◆ 仙台ならではの、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着
- ◆ 資源の活用と市域内での循環
- ◆ 仙台を起点とした環境価値の創造・発信

◆ 目指す環境都市像 ◆

(仮) 杜の恵みを活かした、持続可能なまち

＊ 「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。環境配慮行動が、まち全体の成長につながるという考え方が共有され、仙台ならではの、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。また、こうした行動のあり方を「杜の都スタイル」として内外に発信します。



＊ 「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源ととらえ、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。



＊ 「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

近年、環境への取り組みは、企業価値の向上や質の高い生活につながるという考え方が広まっています。こうした機会を捉え、本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格も向上させ、環境と成長の好循環を生み出すまちを目指します。また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都のブランド力の向上を図ります。



重点的な取り組みのイメージ

グリーン&クリーン都市プロジェクト

都心部を中心として、企業や都心を訪れる市民等の環境配慮行動を促進しながら、経済の活性化や賑わい創出を図り、環境価値を高め、環境にやさしい魅力的な都市として発信

【取り組みイメージ】

- ◆ 新本庁舎を含め、都心部の老朽建築物の更新機会をとらえ、杜の都にふさわしいグリーンビルディングなどの環境に配慮した建築物の整備を促進
- ◆ 事業者と連携したワンウェイプラスチックの削減や、地元産の木材・農作物等の利用の推進
- ◆ 温室効果ガス削減アクションプログラム等を通じた、事業者の環境投資の促進
- ◆ みどりを活用した、歩いて移動したくなる魅力的な都市空間の創出

エネルギー循環プロジェクト

自然の恵みを再生可能エネルギーとして活用するなど、エネルギーの地産地消や地域資源の循環の仕組みを構築

【取り組みイメージ】

- ◆ 森林整備による間伐材や街路樹の剪定枝などの木質バイオマスを、再生可能エネルギーとして活用
- ◆ 持続可能な木材利用の促進等により、多様な機能を有する里地里山の保全・管理を推進
- ◆ 事業活動や市民生活における太陽光発電等の再生可能エネルギーや熱エネルギーの有効活用を促進
- ◆ 生ごみなどの廃棄物系バイオマスについて、発電や堆肥化等により資源循環を推進

エコロジー体感プロジェクト

多様な自然環境や専門性を持った様々な主体の力を活かし、五感を使って楽しく学べるコンテンツを発掘・発信することにより、環境配慮行動の輪を広げる

【取り組みイメージ】

- ◆ 里地里山や沿岸部の自然、食、文化などの地域資源を活かした体験型エコツアーの推進
- ◆ みどりの空間の活用や、生物多様性と音楽・アートなどの組み合わせによる、にぎわい創出
- ◆ 市内各地において、様々な主体と連携した体験型の市民講座の開催や、環境学習の機会を提供

検討経過・議論の方向性など

- ・令和元年10月「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」が制定（令和2年4月1日施行）。
- ・条例においては、温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」と、地球温暖化によるリスクにあらかじめ備える「適応策」の両面を推進することとしており、地球温暖化防止に資する取り組みとして「森林の保全及び整備・緑化の推進」等が規定されている。
- ・なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、計画の改定について令和元年7月に諮問しており、次期計画の方向性等について議論が行われている。

審議会等資料の抜粋

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（概要）の抜粋

次期計画の方向性（案）

1 目的・基本理念(1・3条)

【目的】

- ・この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- ・地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
 - 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
 - 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
 - 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

6 地球温暖化の防止に資する各種の取組、気候変動適応(16～27条)

- ・各主体の取組について定める。**(事業者、市民等については努力義務)**

【地球温暖化の防止のための措置】(16～26条)

- エネルギーの使用の合理化
- 設備等の使用の方法、環境物品等の選択
- 公共交通機関の利用の推進等、自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制
- 再生可能エネルギーの優先的な利用
- 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制
- 廃棄物の発生の抑制等
- 森林の保全及び整備、緑化の推進
- 事業者及び市民等が行う各種の取組を促進するための情報の提供その他の必要な措置(市)

【気候変動適応のための措置】(27条)

- 気候変動の影響に係る被害の最小化及び回避、効果的な活用の両面からの施策の推進(市)
- 事業活動・日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報の収集等(事業者、市民等)

4-6. 次期計画の方向性（案）

国の計画等

- ・脱炭素社会の今世紀後半における早期の実現
- ・気候変動適応策の推進による安全・安心で持続可能な社会の構築

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

- ・基本理念に基づく事業者・市民等と協働の施策の推進
- ・温室効果ガス削減アクションプログラムによる排出削減
- ・気候変動への適応策の啓発・推進

- ・将来における脱炭素社会の実現を見据え、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速
- ・地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進
- ・安全で安心な地域社会を目指した、気候変動適応策の推進

進
捗
状
況

検討経過・議論の方向性など

- ・現計画の中間見直し（計画期間：令和6年度まで）について令和元年9月に検討着手
- ・プランの推進体制について現状と計画に相違が生じている。取組事業についても実施の運営体制の確保や新規事業数が少ないなどの課題があり、現プランの見直しに向けて議論が進められている。
- ・「広瀬川の清流を守る条例」についても、平成30年7月に環境保全区域内における行為の制限（建築行為等）に係る許可基準が改定され、建築敷地内の緑化が促進されるように保全用地（緑化スペース）の許可基準が見直された。

審議会等資料の抜粋

広瀬川創生プラン中間見直しの状況（課題と解決の方向性）

（協議会資料を一部加筆修正）

■ 推進体制について現状と計画に相違

1) 広瀬川市民会議 「ネットワーク組織」や「市民ファンドの運営」を担っていくことは難しい

■ その他問題の洗い出し（協議会、取組事業実施者の意見）

1) 既存取組事業 事業実施のための運営体制（人・資金など）の確保や効果的な周知などが困難

2) 新規取組事業 広瀬川創生プランに新しく追加される取組事業が少ない

↓

課題解決の方向性

①事業実施者間の情報共有の促進

②広瀬川創生プランの取組みの効果的な周知

③事業の支援制度の拡充

④新規取組事業の受入態勢の整備

環境保全区域内における行為の制限に係る許可基準

（出典：令和元年8月19日 第47回仙台市広瀬川清流保全審議会資料）

建築行為等の許可の基準



改定① 基準値の適正化

▶確保割合の基準値の細分化

基準改定の狙い | 環境保全区域の特性などに応じた基準値を設定する



改定② 緑化誘導の仕組み

▶緑化に係る割増補正の導入

樹木で覆われる部分などに割増補正係数を掛けて保全用地の面積を算出

基準改定の狙い | 敷地の有効利用のニーズを緑化の動機づけに繋げる

